

28環改保第1022号 平成29年3月27日

パナソニック産機システムズ株式会社 代表取締役 長尾 久和 殿

東京都知事 小池 音



第一種フロン類充塡回収業者登録更新通知書

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第30条第2項において準用する同法第28条第2項の規定により、下記のとおり第一種フロン類 充塡回収業者として登録したことを通知する。

記

1 氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名) パナソニック産機システムズ株式会社

長尾 久和

2 住所(法人にあっては、 主たる事務所所在地)

東京都墨田区押上一丁目1番2号

3 登録番号

13100811

4 登録年月日

平成14年3月29日

5 有効期間満了年月日

平成34年3月28日

6 事業所の情報

• 事業所名称

パナソニック産機システムズ株式会社 首都圏

支店

• 事業所所在地

東京都江東区亀戸七丁目61番20号

・回収しようとするフロン類の種類

第一種特定製品の種類	フロン類の種類		
該当箇所を「○」で表記	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー	0	0	0
(2) 冷蔵機器及び冷凍機器	0	0	0
フロン類の充塡量が50kg以上の第一種特定製品	0	0	0

・ 充塡しようとするフロン類の種類

第一種特定製品の種類	フロン類の種類		
該当箇所を「○」で表記	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー	0	0	0
(2)冷蔵機器及び冷凍機器	0	0	0

事業所名称	
T 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	

パナソニック産機システムズ株式会社 首都圏 支店サービス部

• 事業所所在地

東京都台東区北上野1-10-14 住友不動 産上野ビル5号館4階

・回収しようとするフロン類の種類

第一種特定製品の種類	フロン類の種類		
該当箇所を「〇」で表記	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー	0	0	0
(2)冷蔵機器及び冷凍機器	0	0	0
フロン類の充塡量が50kg以上の第一種特定製品			

・充塡しようとするフロン類の種類

第一種特定製品の種類	フロン類の種類		
該当箇所を「〇」で表記	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー	0	0	0
(2) 冷蔵機器及び冷凍機器	0	0	0

• 事業所名称

パナソニック産機システムズ株式会社 首都圏

支店神奈川営業所

• 事業所所在地

神奈川県横浜市戸塚区上品濃9-14

・回収しようとするフロン類の種類

第一種特定製品の種類	フロン類の種類		
該当箇所を「〇」で表記	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー	0	0	0
(2) 冷蔵機器及び冷凍機器	0	0	0
フロン類の充塡量が50kg以上の第一種特定製品	0	0	0

・充塡しようとするフロン類の種類

第一種特定製品の種類	フロン類の種類		
該当箇所を「〇」で表記	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー	0	0	0
(2)冷蔵機器及び冷凍機器	0	0	0

03